

ここに書かれた考え方というのは、証人の基本的な考え方ということになりますか。

そうですね。

甲B第42号証の2を示す

履歴書です。その「学会及び社会における活動等」という欄があります。そこに「コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会代表」と書いてありますね。

はい。

ほかに証人が代表を務める会というはあるんですか。

前、横浜市大にいたころは、ODA研究会の会長をやってましたけども、新潟大学に移ってから、それはちょっとやってませんから、それ以外ありません。

ODA研究会、それはもう活動していないということですか。

そうです。新潟大学に行っちゃったから無理になっちゃいましたね。

ABVという組織がありますね。

はい。

これは先ほどの「支援する会」の前身となる組織ですか。

ABVって、これ何の訳ですかね。

知りませんか。

知らんね、僕。

「地球の友」という組織がありますね。

はい。

これは知っていますか。

知っています。

次に「インドネシア民主化支援ネットワーク」これは知っていますか。

知っています。

証人はこれらの組織にも属しておられるんですか。

いや、「地球の友」はナルマダだとか、コトパンジャンとか、クドウ  
ン・オンボ、一緒に顧問みたいな形で行動しましたが、「民主化」の  
ほうはメンバーでも何でもないです。

「地球の友」当初は証人と行動を共にしておられた、そういうことですか。

そうです。

最近ではどうですか。

最近はちょっと「地球の友」変わりましたから、私は距離を置いてま  
す。

そうじゃなくて、「地球の友」のほうが、証人の考え方は急進的過ぎるとい  
うことで距離を置くようになったんじゃないですか。

いや、そうじゃないです。田中幸夫君という「地球の友」の代表が替  
わりましたんですから、田中君との関係で僕は「地球の友」との接触  
があったんですけど、松本いく子さんに替わってからは、私は接触あ  
りません。

甲B第42号証の3を示す

教育研究業績書の25ページを示します。この学術論文の149を見てほし  
いんですが、「ODA援助のダムで被害住民が日本に撤去訴訟」というやつ  
ですけどね。この概要の欄を見ると、「コトパンジャン・ダムによる被害  
住民は住民代表大会において日本での提訴を正式決定した」と、そう書いて  
ありますね。

はい。

この日本での提訴を勧めたのが証人だったと、そういうことですか。

いや、それは最終的には住民が、2002年5月のパダンの大会で決  
定したことですね。

乙A第23号証を示す

「住民泣かせの「援助」」を示します。その472ページ、5行目以下を見てほしいんですけども。「このダムが、欠陥ダムであり、無用の長物であることは明瞭である。それ故、このスハルト腐敗ダムは撤去したほうが良い。そのために、住民は、ダム撤去運動を開始すべきである。またかかる運動の一環として、インドネシアと日本の双方において、ダム撤去と損害賠償における裁判を起こすことを提案する。」と、これは証人の提案でしたよね。

はい。

現地の住民たちが考えてもいなかつたこと、それを証人が言いましたと、そういうことですか。

それは事実ですね。

もちろん住民たちは証人の提案に賛成しようとしたんですね。

いや、それは意見が分かれたということを、午前中、2002年9月に行ったときに、これタンジュン・パウの集会ですけどね。集会で私がこれを言ったときには、住民はびっくりしましたね。

472ページの中ほどを示します。「ダム撤去運動には消極的な発言が相次いだ。」と、そういうことですよね。

そうです。それは特に男性の側から出たですね。

タラタック協会の幹部ですらも、証人の提案に反対だったんじゃありませんか。

イマン、これ創設者ですけど、イマンさんはこれはインドネシアの国内問題だから、日本の裁判になじまないということをずっと主張しました。今でも主張していると思いますけどね。

今でも主張しておられますよね。

ええ。

現地住民は消極的で、反対派運動の幹部ですら、今でも異議を唱えているというのに、それが最終的には、多くの人が証人の意見に同調してくれるよう

になったと、そういうことですか。

同調してくれるというか、最終的には僕はどうにもできませんから、これ住民たちが決めることですから。だから住民がそういう判断で、2002年5月に日本とインドネシアで裁判をやるという決定をしましたから。これは住民が決めたことです。

先ほど示した国際協力事業団での論文ありましたよね。あれの中で証人は現地の事情は現地の人々が最もよく知ってるんだと。だからこれらの人々の声に謙虚に耳傾けなくちゃいけないと。そういう趣旨のことを述べておられますよね。

はい。

日本で裁判を起こすことについては、現地の人々は消極的で異議すらあつたのに、どうして証人はあえて自分の意見を通そうとしたんですか。

いや、ここをちゃんと読んでいただければ分かりますけども、特に男性の人たちは、旧村の家も壊してしまったと。それから補償金もらつたと。だから今更、旧村に戻るわけにいかないということを言いましたので、私は、じゃ、移住地のこのやせこけた土地で生活できるんですかということを言ったら、どうも男性の意見は煮え切らないから、じゃ、女性の意見聞こうということで女性の意見を聞いたところ、こんな所で生活できないと。戻れるなら戻りたいという意見がかなり女性から出まして、それで男性の人に、じゃ、どうなんですかって言ったら、男性の人たちも、女性の人たちがそう言うなら、俺たちも本音は戻りたいんだということになって、それはタンジュン・パウの集会ですから。その後、パダンの会議につながっていくわけですね。

コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会という集まりを御存じですね。

はい、知っています。

今回の裁判の訴訟委任状を集めに当たって、住民闘争協議会の会員になれ

ば、日本政府から莫大なお金がもらえるんだと。だからこの紙にサインしようと、そういうふうに説明して訴訟委任状を集めたということはありませんでしたか。

いや、それ初耳ですね。そういう情報をどこから得ておられるのか、こっちが聞きたいぐらいですね。

週刊MDS、よく御存じですよね。

はい。

アデルユシマン弁護士、御存じですね。

はい。

週刊MDSにおいてアデルユシマン弁護士が、本件訴訟の委任状を集めときの状況について述べることは御存じですか。

いや、僕は知らないですね。

住民たちから委任状を集めるときには、闘争協議会の役員が委任状を持って回っただけじゃないんですか。

いや、先ほどちょっとと言われたけど、どうも僕が知らないところで会員証を出してたみたいですね。

だから会員証を出すと。会員証が欲しけりやこれにサインしようと、そういう話だったんじゃないんですか。

そうじゃなくて、僕が理解するのは、原告になるには会員にならなきゃいけないという形で、どうも出したというふうに受け取ってますけど。

会員になるために、住民たちは幾ら出しましたか。

何か住民たちから、500ルピア出したというふうに聞いてますけどね。

住民たち、何の見返りも無く500ルピア出すと思いますか。

いや、出したんでしょう。僕は知らないけど。僕たちは全然知らない

ところでそういう動きがどうもあったみたいですから。

甲B第42号証の1を示す

意見書を示します。33ページです。日本のODAには幾つかの構造的欠陥があると、そういうふうに述べておられますね。

はい。

証人の意見書を読んでもよく分からんのですが、結論を伺いますけども、証人はODAは必要であると考えてますか、それとも必要でないと考えてますか。

僕はいろいろ問題はあると。ちゃんとそれを克服できるならば、別に必要無いとは思いません。ただ現状のようなやり方をしてたんでは、余りにも援助で泣く人が出てきてしまいますから、私は、現状のようなやり方をするなら必要無いと言わざるを得ないですね。

つまり現状でなければODAは必要だと、そういうことですか。

そうですね。

証人、これまでに参考人として国会に呼ばれたことはありますか。

ありますよ。

平成6年11月9日、参議院の国際問題に関する調査会に呼ばれたことがありましたね。

はい。

そこで証人ね、日本のODAというのは、結局は途上国の一派の特権階級の人たちと、それに結び付いてる日本企業を潤してるとだけだと。ODAはやめるべきだというのが結論だと、はっきり述べてないですか。

そうですね。だから現状のような構造的な欠陥がそのようなことであるならば、やめたほうがいいということにならざるを得ないですね。

意見書の84ページを示します。真ん中辺りの「問われる日本のダム開発援助の在り方」の部分なんですが、その下5行目、「日本の場合には、ダム開

発援助を自からに抑制するという態度は採られてこなかった」と、そう述べておられますね。

はい。

また先ほどの証言の中で、ダム建設そのものが環境破壊だと、そういうように述べておられましたね。

はい。

結論を伺いたいんですが、証人としてはダムは必要であるというお考えですか、それともダムは不要であるとお考えですか。

砂防ダムを含めて、小さいダムの場合にはそんなに環境的、社会的影响も大きくないですから、それは場合によっては必要な場合もあり得るかと思いますけども。今のような大規模ダムはもう必要ないと思いますね。

そうすると、小規模ダムで必要がある場合であれば、ダムも必要だと、そういうお考えですか。

場合によってはあり得るでしょうね、それは。

その場合というのは、どうやって分けられるんですかね。

やっぱり社会的な影響が大きい、環境的な影響が大きい場合には、やっぱり造らないほうがいいと思いますね。

意見書の100ページを示します。ここに「ウォーカー・クリーク宣言」というのがありますよね。

はい。

証人、これには賛成なんでしょうね。

これは、正にこのとおりだと思いますね。

次の101ページを示します。上から6行目、これ見ると「既存のダムであろうと、計画中のダムであろうと、または建設中のダムであろうと、すべてのダムについての解体計画が作成されなければなりません。」と、そう書い

てありますよね。

はい。

それずっと下がっていきますと、「私達の川を生き返らせましょう」の前で  
すけど、「ダムは、河川と河岸の社会共同体に対して、計り知れないほどの  
悪影響を及ぼしてきています。」と。「これらの影響を取り除き、かつ生きた川を回復する上において」「有効で妥当な選択肢は、ダムを撤去すること  
です。」と、こう書いてありますよね。

ええ。

ここまででは証人は考えてないと、そういうことですか。

いや、そうじゃないです。ここでダムという表現を使ったときには、  
専門用語でダムとは高さ15メートル以上のものをダム、それから1  
5メートル以下のを堰と呼んでいますから、ここで言うのは15メー  
トル以上の構造物をダムと呼んでいるんです。

被告国代理人藤澤

証人は意見書で、ミナンカバウ文化を否定するエスノサイドというんでしょ  
うか、民族絶滅というべき事態を指摘していますけれども、この本件のダム  
をコタパンジャン・ダムというふうに呼ぶことも、このエスノサイドに当た  
るんですか。

いや、言葉というのは文化そのものを表しますので。

結論を教えてください。

コタと呼ぶことは、僕は文化破壊であると思いますね。

本来は、コトパンジャン・ダムと呼ぶべきだというのが、証人のお考えです  
か。

はい、そうです。

乙A第24号証の80ページ及び乙A第25号証の80ページを示す

これは証人が発表された論考ですけれども、証人自身、表題を含めてコタパ

ンジャン・ダムと何度も記載してますね。

はい。

これもエスノサイドですか。

いや、このときは僕自身、コトパンジャンのダムのことについて、特にミナンカバウ社会というのが理解が十分でなかったということもあるし、それから外務省の方で・・・。

結論としては、この場合は当たらないという考えを持っているということですか。

今から、まあ間違いと言えば、間違いですね。

甲B第42号証の1を示す

7ページを示します。こちらに現地調査に赴くに至った経緯を書いていらっしゃいますけども、その(1)の2段落目、ここに「1990年になって、この案件が突然に表面化してきた。」というふうにありますね。

はい。

その次の次の段落、4段落目には、「コトパンジャン・ダム建設へのOECF融資問題が、にわかに浮上してきた。このような慌ただしい動きには、何か異常を感じざるを得なかった。」というふうにありますけれども、この突然にとか、慌ただしい動きというのは、どのような事実からおっしゃってるんですか。

JICAがF/Sをやったというのは、82年、84年の段階で、それからジャラジムでは全然このコトパンジャン・ダムについて報道されてませんでしたし、突然90年になって報道され始めたんだから、私たちからすれば、これは突然にという印象、そちらからすれば、その間、D/Dをやってたとか、いろいろあるでしょうけど。

あなたの考えでいいですけど、突然報道がされたからという意味ですか。

そういう感じですね。

今おっしゃろうしたことかもしれませんけれども、D/Dが完了したのが  
1988年ですから、1990年に融資の問題が出ることが、この場合に、  
なぜ、何か異常を感じるというところにつながるのか教えてください。

そちらの方ではD/Dというのを一つのF/Sから続いてやっておら  
れるのかもしれません、我々タックスペイヤーからしたら、そのプ  
ロセスというのは全然聞こえてこないわけですね。

じゃ、単に事実経過をあなたが御存じなかったということだけですか。

そういうことです。

それが異常なんですか。

異常ですね。やっぱり情報公開、全然なされてませんから。  
16ページを示します。証人は、平成3年9月19日に林義郎議員と小杉隆  
議員らとの話合いについて言及しております。

はい。

その中で、「この会合において、林議員と小杉議員は、4省庁とOECFに  
対して、本件プロジェクトへの融資を見合わせるよう示唆した。」というふ  
うに述べてますね。

はい。

これは林議員と小杉議員のどのような発言をもって、そのような示唆があつ  
たというふうに受け取られたんですか。

それは、そちらの外務省が出された4省庁会議の、この林議員と小杉  
議員がされた中のお二人の発言を見ていただければ分かりますし、こ  
の前に二人はそれぞれ・・・。

乙B第4号証を示す

これは、その会合の内容について発言者の発言内容をまとめたものですけれ  
ども、先ほど主尋問の中で、大きく間違いはないというふうにおっしゃって  
ましたが、それでよろしいですか。

はい。

3枚目の4と4枚目の6、議員の発言はそのくらいのようなんすけれども、その中のどこを指しているんですか。

一番最後の例えは林議員が、単に物さえつくればという態度から、種々な配慮を払うODA政策に移行していく必要性を感じていると。この発言からは環境的配慮、人権的配慮を払わなければ、物さえつくれば、要するにダムさえつくればいいというやり方はまずいですよという、だから考え直したらどうかということを示唆してると、私は受け取りましたけどね。

あなたはその発言から、そこまで受け取ったということですか。

はい。

証人は意見書の中でインドのナルマダ・ダムの問題について、それは我が国の追加融資の問題が質問されて、平成2年5月11日の参議院予算委員会における海部首相の答弁についても言及されていますね。

ええ。

甲B第42号証の1を示す

24ページを示します。真ん中付近に海部首相の答弁があって、そのすぐ後ろですけれども、「このように、海部首相は、本件についての政府の「指揮監督」と「注意」の不足を認めたのである。」という部分ありますね。

はい。

これは海部首相のどの答弁の部分を取って、そのように述べてるんですか。

一番最後の段落を見ていただければ分かりますが、「政府部内を十分に指揮監督していかなきやならぬ問題についてはこれからも注意を払っていきたいと思います。」と。

その部分をもって、そういうふうに理解されたということですか。

そうです。

じゃ、もう少し前から見てください。「現地住民の反発とか声とかいろいろなものがあるならば、なるべく現地の大使を通じてその情勢、情報等を的確にとるなり事前調査をするなり、あるいは事前にいろいろ環境破壊を防ぐための事前調査等もやらせておると私は心得ております」というふうに述べておりますね。

うん。

この部分の発言を無視した理解じゃないですか。

いやいや、無視してないと思います。それなりにこれまでやってきたんだけども、その後「けれども、さらにそれを一層徹底させるなり、政府部内を」というつながりになってきますから、この当時の海部首相の認識としては、それなりにやってきたんだけど、先ほど言いましたように世界銀行の調査に依拠してやってきたんだけど、それで足らない分があるなら、今後いっそう徹底させる必要がある。更に不十分なところがあれば、もっと注意を払っていく必要があるというふうに発言されたと、そう理解するのが当たり前じゃないですか。

あなたはそういうふうに理解したということですか。

そう理解しないと、あなた自身の・・・。

次に証人は意見書の中で、今のナルマダ・ダムの建設に我が国が追加融資の停止を決定したことに言及して、あと世銀が貸出し停止の措置を取ったということにも言及されてますけれども。結局、ナルマダ・ダムの建設は中止になったんですか。

いや、結局、インド自体が世銀の融資、日本の融資無くして、独自資金で続けましたね。

その場合の主体はインド政府ということになりますか。

そうですね。

甲A第14号証を示す

あなたがナルマダ・ダムの建設に対する我が国の融資について、平成元年12月に発刊したこの本で問題点を指摘されてるということですか。

ええ。

その87ページを見てください。前のほうですけれども、ナルマダ・ダムについて、これはナルマダ川流域では、すでに今日においてさえも、表土の流失が激しいというような記載部分がありますね。

はい。

これは証人が現地を御覧になった上での批判ですか。

いや、この時点ではまだ現地へ行ってませんから、これは先ほど言いましたように1988年で、ベルリンの会議で批判され、そしてそれ以降どんどんどんないろんな資料を入手できましたので、それに基づいて書いたんです。

じゃ、人がそう批判されてるのを引用したということですか。

引用したというよりも、写真もありましたからね。それを見ながら自分でそういうふうな状況だろうということで書いたわけですね。

証人はリアウ州と西スマトラ州における114メガワットの電気容量、そして毎年542万ギガワット／アワーの計画発電量の電力需要に応えるべく、発電ダムを建設するという本件のプロジェクトに対して、そのプロジェクトの目的自体が誤っているというふうに考えているんですか。

そうですね。

従前の著作等を拝見しますと、証人はこの電力需要の問題とか、本件プロジェクトの目的そのもの自体を厳しく批判していたようですけれども、本件の甲B第42号証の1の意見書では、その点についての記載が無いように思われますけれども、いかがですか。それはなぜですか。

これについては、これは意見書として書くあれには、こちらの原告の方の弁護団の質問項目に応じて僕が書く形にしましたから、電力需要

について特に質問も無かったんで触れなかつたんですがね。

当初、一番それを問題視されてたように思うんですけども、その点は忘れてしまったということですか。

忘れてしまったというか、実際に裁判の過程において、争点の大きなあれで無かつたんですからね。

そういう理解からそのような記載になったと。

ええ。

証人は現在の本件のダムの年間発電量が、当初の年間計画発電量を上回つてゐるということは御存じですか。

その発電量について、PLNがそういう数字を出してることは知っています。

じゃ、PLNがうそついてるという意味ですか。

私、そう思います。

当地に計画発電量相当の電力需要があつたこと自体は、もう否定しがたいんじゃないですか。

だから電力需要で、午前中も言いましたけど大口需要、だから住民のニーズだったらせいぜい10メガワットもあればいいと思うのが、何で114メガワットかと。だから大口需要が有るのか無いかという疑問をずっと持つてきましたね。

こういう現に、年間計画発電量を上回つてゐるという報告がされてる現実を目にもしても、なお需要が無かつたというふうにお考えですか。

だから現地へ行っても、しょっちゅう停電ですから、だからその数字自身、僕信じられません。

そう考えるのか考えないのかを聞きたいんですけど、どうですか。

それは需要があることは承知します。

甲B第42号証の1を示す

意見書の80ページを示します。証人は、本件ダムには貯水池に地質構造的な問題があるというふうにおっしゃって、「貯水池底に断層ないしは染み込み穴が存しており、そこから水漏れ現象が生じている」というふうに述べていますね。

ええ。

証人はどのようにして、この断層とか、染み込み穴の存在を確認したんですか。

確認はできません。水の下ですから。だからあれだけザップと雨が降って、一挙に85メートル近くまでいって、そのしばらく後にサップと水が引いていく状況は、パキスタンのタルベラ・ダム、それからスリランカのサマナラウェア・ダムのケースと非常に似てるなというふうなことから、そういう推測をしてるわけです。

これは証人の推測なんですか。

推測です。

専門家からそういう話を聞いたことは、特に無いということですね。

無いですね。

雨の後に一時的に水位が高まって、その後、水位が減るというのは当然のように思うんですけど、違うんですか。

いやいや、ダムというのは乾期に発電を維持するために、雨期に降った雨を溜めて、それで乾期に徐々に流して発電をするんですから、その一挙に減ってしまったならダム造る意味無いですよ。

じゃ、これは当然ではないということですね。

ないです。

証人がダムを見に行ったというふうに書いてますけれども、このダムを訪れた時刻というのは何時ごろですか。

2000年9月のことですか。

ええ、ここに、80ページにお書きになってる2000年9月の話でいいですけれども。

大体、朝、ブキチングを10時ごろ出るとすると、お昼ごろですね。主尋問でも少し出ていましたが、平成4年9月に当時の佐藤重和有償資金協力課長を団長とする政府調査団が現地調査を行っていると。そのときに証人は、現地住民であるアニスさんに対する個別調査の結果の信憑性を疑っているということですか。

はい。

その理由としては、アニスさんの自宅を訪問して行われた調査が、地方政府とかP L N関係者に知らせずに行われたはずがないじゃないか、ということなんですか。

そうです。だからそんなことできっこないという。

更にその理由として証人は、日本政府の関係者がインドネシア政府側の了解無しに勝手に動き回ることは、正に主権侵害であるというふうにおっしゃっていますね。

はい。

だからそんなはずはないんだというんですけれども、現地住宅に訪問して任意に事情を聴取することが、なぜインドネシア国の主権侵害に当たるんですか。

いや、そんなことできないですよ。外国の公務員がどこへ行くっていう訪問先は、ちゃんと向こうに知らせない限り、それは動けないと思いますよ。

これは主権侵害なんですか。

だと思います。

証人はアニスさんという方に平成15年8月に再会したんですね。

4月ですよ。僕、4月に行きましたから。

平成15年ということではよろしいですね。

92年の4月ですね。

佐藤課長の報告書、さっき示されたものですけれども、この概要を説明したときは、アニスさんは佐藤課長からの聞き取りに対して、自分が語った内容が正確に記載されていないというふうに述べたんですか。

日にちずれてましたから、ちょっと確認しますけど、2002年か何かでしよう。

裁判長

あなたが訪問したときに、アニスさんがそういうふうに言ったのかと聞いてるんです。

そのとおりです。

そういうふうに言われたんですか。

そうです。だからそれは再訪したときの話ですね。92年に西スマトラに行ったのと別に2002年だと思います。

被告国代理人藤澤

平成15年の話を聞いてます。

なら、分かります。

他方で証人は、平成16年12月、去年にルスナンさんから、政府調査団がアニスさんの自宅を訪れた際の様子を聞いてるんですか。

はい。

そのときの話として、ルスナンさんは、佐藤課長の発言は日本からの帰国後の御健康はいかがですかという一言だけだった、というふうに述べたんですか。

はい。

これは証人がアニスさんから聞いた状況とも大分違うんじゃないですか。

アニスさんはそのことを僕には語らないけど、ルスナンさんと一緒に

部屋の中に、二人村人が入りました、その一人ですけどね。その人は  
そういうふうに私に言いましたね。

お二人の言つてることは大きく食い違つてはいることはよろしいですか。  
僕はアニスさんが、何ではつきりとそこのところ言われないんだろう  
という疑問を持っています。

大きく違うということも否定するんですか、否定しないんですか。

いや、それはアニスさんの回答、ただルスナンさんが言うことにうな  
ずいてるから、それはアニスさんも同意してるんだと、僕は理解して  
ますけどね。

じゃ、違うということでいいですね。

いや、違うとは思いません。アニスさんは違うとは言ってませんし。  
だからアニスさんの口からそれを聞いたわけじゃないですから、アニ  
スさんの横でルスナンさんが発言したことに対して、アニスさんは  
ノーとは言ってませんので、恐らくルスナンさんの言つてることをア  
ニスさんは。

その先を聞きますけれども、そのルスナンさんがアニスさんの所に佐藤課長  
らが訪れたときの話として、自宅近辺に公用車12台が待機してたとか、P  
LNの幹部の人も立ち会ってたというような話もしたんですか。

はい。

証人がアニスさんから事情を聞いたのは、確認するようですが、訪問か  
ら11年たった後。

はい。

ルスナンさんから事情を聞いたのは、訪問から12年たった後ということ  
ですね。

そうですね。

意見書には、政府調査団がアジム氏の発言をでっち上げたという言葉も書い

てあるんですけれども。

はい。

その根拠というのは、アジム氏に確認した際に、佐藤重和という名前の人物と会っていないというふうにおっしゃったからですか。

はい。

それ以外にはありませんね。

ええ。

さっき佐藤課長うんぬんという話もあったんですが、あなたは何というふうに聞いて、何というふうに答えたんですか。

僕ですか。

あなたがどういうふうにアジムさんに確認して、アジムさんはどういうふうに答えたんですか。

アジムさんがブキチングに来たときに、佐藤報告書ではこういうふうに書いてあるけども、アニスさん、佐藤さんにこういうこと言ったんですかって聞いたら、いや、佐藤課長って知らないと、そういう形ですね。

アジムさんに確認したのは、平成15年3月ということでよろしいですか。

はい。

甲B第42号証の1を示す

意見書43ページを示します。中断より少し下のほう、2と書いてる所の上の段落の2行目、「日本では、コンサルタント企業が雨後の竹の子のように現れ、」と書いてますね。

うん。

日本のコンサルタント企業というのは、何社あるか御存じですか。

いや、今は知りませんね。

御存じないけども、雨後の竹の子のようだというふうにおっしゃったわけで

すね。

はい。

裁判長

当時、何社あったか覚えてるんですか。

いや、これは日本工営が一番初めですから、日本工営の後、年によつてどんどん増えてきますので、それは僕は知りません。

何社出てきたかは知らないという前提で、これは書かれてるんですかということを聞いてるんです。

具体的な数字は知りません。この後、コンサルタント会社はどんどんどんどん設立されていく過程をこういう表現で言ったわけです。ですから、毎年何社ぐらいできたかということは確認してるんですかということです。

いや、それは数えたことないですね。

被告国代理人藤澤

この後とおっしゃいましたけど、1960年から1980年までの間のことをおっしゃってるということでよろしいですか。

まあ、そうですね。60年からODAが始まりましたからね。

甲B第42号証の1を示す

44ページの上から1行目を示します。「1980年度の世界の海外建設コンサルティング企業150社の中に日本の企業が4社含まれている」とありますね。

はい。

この4社という数字、間違いですか、正しいですか。

いや、これはこの引用文ですから。

それでよろしいわけですね。

ええ。

その後、書いてある部分について聞きますけれども、1954年から80年までの26年間に、コンサルタント会社が急成長したことについて触れてますけれども、これがなぜ、ダーティ・ビジネスとしての色彩を帯びていることを示唆しているんですか。

とにかくコトパンジャン・ダムでも問題になってますけども、プロジェクト監理に33億円という、これ何に使われてるのかと。今まで御説明無いですね。

使途が不明だから、ダーティ・ビジネスというふうに言ったということですか。あなたはここでは、コンサルタント会社が急成長したことがダーティ・ビジネスだというふうにおっしゃってるんだけど。

そんなこと言ってないでしょう。43ページの上から5行目ですか、6行目ですね。とにかくカラント・ダム、カリコント・ダム、リアムカナン・ダム、この三つのダム建設でコンサルタント業務契約として100億8000万円ですよ。実際の建設工事をやるわけでもないコンサルタント会社が・・・。

分かりました。じゃ、こここの記載に基づいてそうおっしゃったというふうに聞いておけばいいですか。

そうですね。

セクター・プログラム・ローンということですが、意見書の38ページですね。住民移転対策費としてセクター・プログラム・ローンがひそかに用いられたというふうに書いてあるんですけども、これは何か不正な点があるという意味ですか。

そうです。

どこが。

これは、むしろそちらの方から我々の方に、これ示していただきたいんですけども、22億円のセクター・プログラム・ローンがコトパン

ジャン・ダムに使われてるわけですよ。これ何に使われたのか、今まで全然明らかにしてないわけですよ。

#### 乙B第27号証の1を示す

2枚目を示します。三の部分にセクター・プログラム・ローンに関する説明が書いてあるんですけれども、本件のセクター・プログラム・ローンがこうした内容に反するということですか。

いやいや、セクター・プログラム・ローンというのはここに書いてあるように、農業分野とか工業分野とか。

その定義は結構です。

ならば、コトパンジャン・ダムにこのセクター・プログラム・ローンが使われてるなら、何の部分の金が、どういう形で、幾ら回されてるのか、これタックスペイヤーに示すべきだと思うんですよ。

それがあなたには分からないから、ひそかにという表現を使ったということですか。

あなたにというよりも、タックスペイヤーに全然示されてない。これ日本国民、全部知りたがってますよ。

#### 甲B第42号証の1を示す

35ページを示します。その中で証人は、住民が移転した後の生活についてこう表してるんですけど、「いくらアフターケア措置—その典型が、「行動計画」(action plan)である—を講じても、彼等は生活再建できず、まさに焼け石に水である。」というふうに述べてますね。

はい。

これは本件ダム建設のために、住居を移転した現地の住民は全員が生活再建できなくて、それ以前に比べて貧しい生活をしていると、そういう意味ですか。

これは先ほどもあちらから質問が出ましたけども、95パーセントか

どうか、それは村によって違うと言われて、村によってもあれですけど、移転前よりも豊かになってるという人たちがいることは事実ですね。

そういう人たちの生活にアクションプランというの影響は無かったんですか。それが資するところは無かったんですか。

だからアクションプランで、今道路を整備するとか、水道を整備するとかやってるわけですけども、基本的にゴム農園の管理はほとんどできませんから、結局、その管理ができないというのは、その日その日の糧を稼ぐのに住民は精一杯ですので、7年も8年も先の収益を期待してゴム園の手入れ管理に行けませんから、ほとんどが。

要するにアクションプランを受け入れたことによって、生活が豊かになった人はいないという証言ですか。

そうは思いません。むしろ例えばタンジュン・パウの場合はクランバという生け簀、舟漁業ですけれども、これ全部失敗してますけども。具体例はいいんですけども、いるのか、いないのかということになると、じゃ、いるという結論でいいわけですか。

要するに、不正にポケットに入れた人は豊かになったと言えますね。意見書の第10、89ページ以下ですが、「日本政府およびOECF（JBI C）が負担していた「注意義務」と題して、その10の中で随所に鍵括弧をつけて「注意義務」という言葉が使われてるんですけども、ここに言う「注意義務」というのは法的な意味での注意義務というふうにおっしゃっているのか、それとも政治的な責務というようなことおっしゃってるのか、それはどちらですか。

それは道義的な意味での注意を払うという意味と、法的な意味の注意を払うという意味と、両方入ってますね。

両方ですか。

だから海部首相が、さっきあなたが言及なさった国会答弁において、  
注意を払っていくという意味は・・・。

両方という結論でいいわけですね。

ええ、いいですね。

法的な義務という意味もあるわけですか。

あります。

第10で使っていらっしゃる「注意義務」というのは、すべてそういう意味  
では同じ意味ということでおろしいんですか。

はい。

平成4年6月30日に閣議決定した旧ODA大綱というのがありますね。

ええ。

これは、この旧ODA大綱に基づき、この「注意義務」が生ずるというふう  
な考え方であるわけですか。

海部首相の国会答弁ありますから。

その「注意義務」を負うのは、主体はだれですか。

これは優れて、国家公務員、地方公務員も含めて、それから日本国民  
も含めてでしょう。

あなた他方で、この意見書において、ODA大綱は法規範そのものではない  
ということを書いてるんですけども、その法規範ではないような旧ODA  
大綱に基づいて、公務員が法的な義務を負うという理屈ですか。

いやいや、その配慮義務を払うという、そういう責務を負ってるわけ  
ですね。だからODA大綱に反するような援助施策を開拓するという  
ことは許されませんよという枠ですね。

ODA大綱に反するような行為は許されてないということは、ODA大綱に  
違反したことと何が違うんですか。

厳格にODA大綱そのものは法的拘束力持ませんから、その行動規

範、行動指針としての意味合いにおいて、公務員ないし準公務員はそういう行動をしなきやいかんという意味ですね。

93ページを示します。下から2行目に、「むしろアメリカ、ヨーロッパ諸国がガイドライン作りに意欲的であったのは、日本のコトパンジャン・ダム融資を牽制する意味合いさえあったのである。」というふうに、O E C Dの非自発的移住ガイドラインについて述べてますね。

はい。

これは何を根拠におっしゃってるんですか。

これは正に、この時期がコトパンジャン・ダムで融資するか融資しないかも日本で大問題になってて、国際的にもこのことを知られてたわけ。

時期と話題性ということですか。

ええ。

実際にO E C Dの加盟国から日本に対して、ダム融資をするなどか、してくれるなという内容の申入れはあったんですか。

それは無かったんじゃないですか。

今のO E C D、非自発的移住ガイドラインに基づいて「注意義務」は生ずるんですか。

そうですね。

その「注意義務」を負うのはだれですか。

やっぱり、優れて政府関係者、援助関係者でしょうね。

これも個別の公務員ということですか。

機関。

O E C Fの職員とか個別の公務員とか。

そうですね。

意見書の92ページを示します。ここで証人はO E C D、非自発的移住ガイ

ドラインについて、「加盟国政府に対する勧告的機能しか有しない」というふうにも述べてますね。

はい。

その一方で、その1行下なんですが、「加盟国政府の間での国際公約とも言うべきもの」というふうにも言ってるんですが、これは両方とも両立する、正しい記載ということで理解していいわけですか。

厳密な法理論でいえば、勧告は勧告でしょうね。しかしその加盟国としてそれに賛成票を投じてるわけですから、日本としてはそういう国際的な行動の網の傘の下に入ってるわけですから、それに反するような行動はできない。我々の国際法ではそういうのをソフトローと呼んでますけどね。ハードローに対してソフトローと。

ここで言う国際公約というのは、法的な義務を伴うような規範というような意味でおっしゃってるのか、それともそうではない指針みたいなことをおっしゃってるのか、それはどちらですか。

いわゆるソフトローは法の一種でしょうね。

じゃ、法的な義務を伴う規範であるということですか。

そうですね。

そうすると、あなたの理解ですと、国際公約に違反した場合に、それによって被害を受けた個人が我が国に対して賠償を求めることができると、そういう理屈になるわけですか。

いや、それは短絡的過ぎると思うんですけども。

そうではない。

要するに行動規範に従わない、したがってそういうガイドラインなりそういうあれに違反した行為に対して、具体的には今議論になってる注意義務を払わなかつたことに対して、自分たちが被害を被ったというならば、それは損害賠償の請求できると思いますけどね。

じゃ、できるんじゃないですか。

ええ。

証人自身、先ほど読み上げましたとおり、加盟国政府間での公約というふうに述べているのに、どうして公約の当事者ではない加盟国政府の住民個人が賠償を求めることができるというふうになるわけですか。

それはO E C Dの加盟国として、そういった国際的な行動規範にのつとって行動すべきなのに、行動していない、そのために我々が被害を被ったというならば、当然、外国人であろうと、それは請求できると思いますね。

理屈というか、当然だということですか。

はい。

甲A第18号証の3、4ページを示す

IVの11には、他の開発プロジェクト同様、住民の意に反する再定住を伴うプロジェクトの第一責任は、そのプロジェクトが実行される国の政府にあるというふうにありますね。

はい。

これは証人の考え方を前提にしますと、当然、加盟国政府間の国際公約であると。しかも公的な義務を伴う規範であるというふうになるわけですか。

ここで言っていることは違うでしょう。ここで言っていることは、プロジェクトについて移住問題なら移住問題、環境問題なら環境問題について、第一義的な責任を負うのはプロジェクトを実施する国である。この場合で言えばインドネシアであるということでしょう。

これは法的な意味合いを持つ、法的な規範。

これは僕の訳じゃないですから、あれですけど、O E C Dのガイドラインですか。

そうです。

この内容は、1項で言つてることは、プロジェクトを実施する国がまず第一義的な責任を負うということだけじゃないですか。

だから、その意味合いを聞いてるんですけども、それが法的なレベル、高度のレベルの国際公約というほどの約束なんですか。

こんなものの国際公約もくそもない、これは当たり前のことを書いてるだけだから。プロジェクトをやるにはプロジェクトをやる国がまず第一義的な責任を負うと、それだけしか言ってないんじゃないですか。

住民移転のことは、インドネシア国政府の内政上の問題であるというふうに考える国の考え方と一緒にじゃないですか。

いや、これは強制移転を伴うようなプロジェクトについては、プロジェクトを実施する国がまず第一義的な責任を負うということだけしか言ってないんじゃないですか。

じゃ、IVの12を見てください。そこに補助機関の役割がありますね。日本の役割はそこにとどまるということですか。

そうです。ドナーという表現使ってますね。

○E C Fの環境ガイドラインですけれども、これに基づいても「注意義務」というのは発生するんですか。

そうですね。午前中にもこれ言ったと思いますけど。

これは法規範ですか。

法規範というよりも、○E C Fの人たち、職員の行動基準でもあり、外部の人たちがそれについて異議を申し立てることのできる、一つの社会規範的な意味合いを持つということを午前中言ったと思います。そこであなたは指針という言葉を使いますか。指針ということでよろしいですか。

単なるガイドラインとか指針とかいうような意味合いではなく、もうちょっと、それに違反する場合には責任を問われますよという意味合

いが入ってると思いますけどね。

甲B第42号証の1を示す

8ページ(3)の2行上の所ですけども、「ただ一つ明らかであったのは、このダムが、日本の「援助」で建設されることについては、ほとんどの住民が知っていないということであった。」というふうに述べてますね。

はい。

中には知ってる人もいたということでいいんですか。

そりや、そうでしょうね。村長はじめ、知ってた人いると思いますけども。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

甲B第42号証の1を示す

8ページを示します。ここで1990年8月の証人が行われた現地調査を踏まえた上で、日本政府とOECFへそれぞれ融資見合せの申入れをしたというふうにおっしゃってますね。

はい。

OECFのだれに申入れをされたんですか。

1990年ですか、これは黒木課長だったかどうか、確言はできません。

覚えていらっしゃらないと。

はい。

どういう場ですか。会ったんですか。

訪問しましたね。

どのようにアポイントメントを取られたんですか。

あのころは業務部に直接行けたんですよ。今は何か広報部を通じなきゃと言われるんですけど、多分、黒木課長か天野理事かどちらかを通じて、お話ししたと思いますけど。

具体的に会った日時を示すような、何かメモとか残っておられますか。

残ってないですね。この新聞記事しか残ってないです。この後、記者会見しましたから。

融資見合せを申し入れる理由として、OECFに対して何を説明したのか聞きたいんですけども、8ページには中ごろのほうに①から④まで書かれてるんですけど、「多数の住民が立ち退きを余儀なくされる」というふうに書いてますけども、この多数というのはどのように説明されたんですか。多数というのは具体的に何人ぐらいということなんですか。

これはJICAのF/Sに書いてある数字、あのころはまだそれをちゃんと確認できない、今でも正確な数は確認できませんが、F/Sの一万三千幾らを一応前提にして申し入れたと思いますけどね。

具体的にデータを挙げたということですか。

いや、挙げられないですよ。住民調査やったわけじゃないから。

そうすると、多数というのは、単にこの場で多数という言葉を使っただけですね。

そうですね。

裁判長

F/Sの内容はあの当時、知ってたんですか。

そうです。F/Sは知っていました。だから一万三千九百何十人というあれば頭に入ってますね。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

②ですけれども、「水没地域にはスマトラ象などの希少動物が生息する」ということですね。

はい。

これは具体的にどういうデータを挙げたんですか。

これは僕が現地訪問してスマトラ象を見れたわけじゃないんで、19

90年4月に日経新聞にスマトラ象が危ないという報道がありましたから、当然、そこはスマトラ象だとか、スマトラタイガーなんかの生息地だということを前提に、これは言ってるわけですね。

新聞記事を見て、このお話をしたということでおろしいですか。

そうです。

次ですけども、「ムアラ・タクス仏教遺跡が影響を受ける」ということですが、影響を受けるということについて、その根拠となるデータは具体的にどういうものを挙げたなんですか。

それはF/Sの中に書いてあるじゃないですか。水位100メートルにしたらこの遺跡は水没する。

あなたがこの1990年8月のOECFへの訪問で、あなたがOECFに何を説明したかということについて聞いてるんですけども。

それはだから、ちょうどプロジェクトの対象地域にムアラ・タクス寺院の遺跡がありますから、ダムを造れば当然影響を受けるでしょうということです。

そうしますと、あなたの方で独自に遺跡が影響を受けるという具体的なデータを挙げたわけではなくて、ということでおろしいですね。

それは無いですね。

現地住民はプロジェクトに対してどういう反応を示していると、このとき説明したんですか。

いや、ヒヤリングやろうと思ったから難しかったですね。できない。

名前も皆さん言うのを怖がって、まともなヒヤリングできませんでした。

私が聞きたいのは、90年8月のOECFへの訪問のときに、現地住民の反応について具体的に何を説明したんですかということです。

だから住民は日本の援助でこのダムが造られることを、ほとんどの人

は知りませんよということは言いましたね。

知りませんということを伝えたということですね。

そうですね。

そのとき、あなたがこのOECFへの訪問前に行った現地視察では、一体だれに会ったんですか。

インドネシア側ですか。

1990年8月にOECFへ訪問されますね。その直前にあなたはインドネシアの現地調査に行かれてるというふうに陳述書でおっしゃってますね。

うん。

どの村の住民に会われたんですか。

それはまず当然、ブキチングから入りましたから、西スマトラの方ですね。タンジュン・バリット、タンジュン・パウ、それからバトゥ・ブルスラットなんかの、あの道路沿いに位置してる村ですね。

三つの村ですか。

ええ。

一つの村について何人ぐらいの人と会ったんですか。

せいぜいのところ四、五人でしょうね。そりや、住民のほうがおつかながってますから、公然と長くヒヤリングはできませんでしたから。

一つの村について、どれぐらいの時間ヒヤリングされたんですか。

とにかくそんな長時間かけて、じっくりとヒヤリングはできませんでしめたから、四、五分がせいぜいででしょうね。

1990年8月から12月にかけて、証人がOECFを訪問した回数は、この9月上旬のこの1回きりというふうに理解してよろしいですか。

いや、この後伺って、OECFが再調査団を、先ほど午前中も質問がありましたけど、再調査団派遣しましたから。

裁判長

何回とか言ってください。その中身はいいですから。

三、四回と言っておきましょう。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

1990年の8月から12月にかけて、三、四回訪問されたということですか。

そうです。

91年5月7日のヒラ女史と石橋課長との面談についてお聞きします。証人はその場に参加していたんですか。

はい、参加してました。

どういう立場でその場にいたんですか。

これは「地球の友」の顧問というような形で行動してましたから。

この企画を持ちかけたのはだれですか。

これはヒラさんが来るということで、「地球の友」の田中君から連絡がありました、鷲見先生出てくださいと言うから、いいですよということで。

石橋課長に連絡取られたのはだれですか。

「地球の友」の田中君ですね。

午前中に面談録が示されたとき、証人は話した内容はおおむね間違いありませんとおっしゃいましたね。

ええ。

このときに持参したデータは、あそこに添付されていた英文の資料だけですか。

そうですね。サムコンサンとか何か英文に付いてると思いますけど、あれですね。

移転同意取得に当たって威嚇行為があったということを、このとき説明したというふうに陳述書でおっしゃってますけれども。説明するときに具体的に

どういう証拠を挙げたんですか。

これは、ヒラさんが持ってきた資料を提示して、ちょうどそのときにプロスペクも持ってきてましたし、ほかのインドネシアの新聞記事持つてきましたから、それを示して。

そうしますと、ヒラさんが持ってきた資料と、それから新聞記事が、挙げた証拠だということですか。

そうですね。

スマトラ象の保護措置が十分でないことについても説明したとおっしゃっていますが、具体的にどういう証拠を挙げて説明したんですか。

ギアムシアク州が必ずしも象の・・・。

ですから具体的に挙げた資料とかデータについて端的に説明してください。内容ではなくて。

僕はあの当時、自然保護のあれも別に調査に入ってるわけでないですから、向こうの新聞記事とか、向こうのN G Oの主張とか、そういう間接記事ですね。

このとき、プランが十分でないというふうに説明されたようですが、どこが十分でないというふうに説明したんですか。

象の自然環境を変えることは大変なことですから。

そうすると、変えること自体が問題だという話だったわけですか。

ああ。

そうすると、プランがどうこうじゃないわけですね。プランが不十分か十分かという問題ではなくて、移転させること自体が問題だというふうにおっしゃったということですか。

そうですね。

このとき石橋課長がヒラ女史に、コンディションズではなくて、リクアイアメントに過ぎないと説明したというふうに、証人は午前中に何度もおっしゃ

っていましたね。

うん。

この石橋課長とヒラ女史の話は英語でなされたんですか、日本語でされたんですか。

英語ですね。

そうすると、石橋課長はリクアイアメントという言葉を使ったわけですね。

使いましたね。

そうすると、その要請という訳語はどこから出てくるんですか。それは証人が当たる訳語ですか。

日本語で石橋君と話すときは、石橋君は要請と言いましたから。

それはいつのことですか。

そのヒラ女史の、とにかく来た前後は大変な、3条件を示す示さないで。

裁判長

そのときに要請という言葉を使ったんですか。

そうです。だからヒラさんのときは英語ですから、石橋君とのほかの話のときは要請という言葉を。

そのときに使ったんですか。

そのときは英語でやってますから、リクアイアメントですね。

そうすると、要請という言葉を使ったのはいつの話ですか。

だからヒラさんとは別の、石橋課長と日本語で話すときです。

別の機会には要請という言葉を使っていたから、要請という言葉を当てているということですね。

そうですね。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

甲B第42号証の1を示す

10ページ目を示します。3分の2ぐらいの所に、「7月8日に、OECFを訪れ、これらの三つの「要求」事項が満たされていることをいかなる方法で確認するのかと尋ねた。」と書いてありますが、この「要求」はなぜ鍵括弧が付いてるんですか。

いや、まあ結局、条件なのか要請なのかもはっきりしない。しかし三つの事柄を履行するように求めていることは確かだろうということです「要求」という表現に表したんですけどね。

そういうお気持ちが、この鍵括弧に入ってるということですか。

ええ。

91年7月8日に黒木課長と面談したとおっしゃってる中で、現地から筆者らの手元に届いてる情報では、威嚇行為が行われていると指摘したというふうに説明されてますね。

はい。

この現地から筆者の手元に届いてる情報とは、具体的に何ですか。

これは、とにかくいろんな資料をインドネシア側からどんどん送ってきました。先ほど午前中説明があったようなコト・トウオのとか。

裁判長

情報というのは、どんなものなんですか。

現地で威嚇行為が行われてるというような新聞記事だとか、いろんな雑誌の記事だとか、そういうことを送ってきてますからね。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

じゃ、新聞記事という理解でよろしいですか。

はい。

その新聞記事を持参して渡したということですか。

渡したかどうか分かりません。

見せたということ、持ってきたということですか。

ええ。

情報ルートというのは、新聞記事という理解でよろしいですか。

新聞記事だけじゃなくて、雑誌とか、現地のNGOが作ったパンフレットとか、その資料集ですね、そういうのを示したわけですね。

資料集というのは、どこの機関が作った資料集ですか。

それは現地のNGOが作ったダークネス何とかという、裁判所に出てるかなんかは分かりませんが、コトパンジャン・ダムのあれができるまではありますね。

裁判長

この当時ですよ、この7月8日時点において、その資料があったんですか。

ありました。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

そのドラフトをOECFに渡したということですか。見せたということですか。

渡したかどうか分かりません。まだドラフトだったら渡してないと思います。完成していないんですから。

同じ7月8日のことですけれども、個別の移転同意書を威嚇で集めたというふうに言っていますが、これは具体的に証人はどういう方法で確認したんですか。

そういう現地からの今言ったような資料に基づいて、威嚇行為が行われてますということを黒木君に言ったと思いますね。

そうしますと、証人が直接体験したことではないという理解でよろしいですか。

ええ、無いですね。

先ほど移転同意について、証人が調査した限り、ほとんどの人が同意していなかったというふうに証言されましたね。

はい。

この調査した限りというのは、どこの時点での調査をおっしゃってるんですか。

これは15か村、大体10名前後をヒヤリング調査やりましたから。一つのことですか。

それは今年の2月から7月にかけて、僕は集中的に村に入ってやったんですね。2月から7月にかけて、僕は月に2度ほど現地へ入ってますよ。

そのときの調査において調査した限りでは、ほとんどの人が同意していなかったと。

そうです。

ここで言うほとんどの人というのは、具体的に何人ぐらいをイメージされてるんですか。何人を指してるんですか。

1か村、大体10名前後ですね。

そのときにインタビューした人の、ほとんどがということでおろしいわけですね。

そうです。

このときに、深夜討議とか、会談したという話が出てきますけれども、証人はその場に参加していたわけではないですね。

深夜会議というのは何ですか。

村の人たちが夜に会議を行ったという話、出でますよね。

ええ。

その話は証人はだれから聞いたんですか。

住民ヒヤリングの過程で、そういうことをおっしゃってるあれを、私が聞いてるということですね。

その住民ヒアリングというのは、いつの時点の住民ヒヤリングになるんです

か。

さっき言ったように、2月から7月にかけてヒヤリングやったとき、書いてあるんじゃないですか。

じゃ、今年の2月から4月にやったときのヒヤリングのときに、その会談したとか、深夜討議をしたという話を聞いたということなんですか。

それ、どのことを言っておられるのか、ちょっと質問がよく分からないですね。

1991年のころに、住民の総意声明書とかが作成されますよね。

ああ。

そのときの深夜討議の話です。

それならそのとおりで、そういう話はアジムさんだとか、いろんな人たちのヒヤリングから聞いてまして、その当時、日本に来たときにアニスさんたちからも聞いてますね。

証人がその話を初めて聞いたのは、だれからなんですか。

それはやっぱりアニスさんとイエニーさんじゃないですか。

1991年7月18日にジャカルタの事務所長影山氏に声明書を持っていったというお話を、午前中、証言されていらっしゃいましたね。

ええ。

このときにOECFの態度としては、知りながら無視するという感じだったというふうに御証言されたんですけど、覚えていらっしゃいますか。

うん。

この場には証人は立ち会っていたんですか。

いやいや、それは立ち会っていませんよ。

新聞記事を単に引用しただけじゃないんですか。

そうですよ。

そうすると、無視するという感じだったというのは、どこから出てくるんで

すか。

だから、ちゃんと住民の申し出をインドネシア政府に伝えますという内容だったということだったんですけども、住民の申し出はそのまま全然考慮されなかったわけですから、無視されたわけでしょう。

そのときの対応が、無視するという感じだったというわけではないわけですね。そういうふうに言いたいわけじゃないんですね。

ちょっと何かあなたの質問は変だ。

影山氏との面談については、OECFはどういうふうに対応されたんですかということで、無視するという感じだったというあなたの御証言は。

それ短絡的ですよ。会ったことは事実なんです。で、住民の要望を聞いたことも事実で、影山さんが。ただ住民の要望が、とにかくインドネシア政府に伝えますと影山さん言ったんだけども、全然それに対して考慮されなかったという意味で、無視されたという表現は、僕は当たると思いますけどね。

裁判長

結果から見て、あなたはそう考えているということですね。

そうですね。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

91年9月10日に現地住民の代表として、イエニーさんとアニスさんが日本に来られて、OECFと面談したというふうにおっしゃってますよね。

うん。

この面談企画の発案者はだれですか。

やっぱり「地球の友」の田中君がおぜん立てしましたね。

おぜん立てではなくて、この企画を発案したのはだれですか。

「地球の友」の田中君ですね。

来日することになったのは、誰が費用を負担したんですか。

私が負担しましたよ。

宿泊費も出されたんですか。

宿泊費も出したと思います。

それは大学の研究費を充ててるんですか。

そんなことできませんよ。

なぜ個人でそのような費用を負担したんですか。

だって、あなたたちがチョンボ犯してるので、我々日本の国民としてちゃんと責任取らなきゃいけないということだけで。私はとにかくこれはやめさせるべきだと思いましたから。そういう意味ではポケットマネーでやる。今でもそうですけど、現地に行くのは、私ポケットマネーで行きますけども。同じことですよ。

御自身の信念に基づいて、御自分の費用で出されたと。

ええ。

それでこの企画ができたということでおろしいわけですね。

ええ。

日本に来られた際のイエニーさんとアニスさんの、先ほど言った話が、ちょっと言葉のニュアンスが違ってるというふうに感じたというお話を聞きましたけども、イエニーさんは英語を話されると。

はい。

アニスさんは現地語しか御存じないと。

ええ。

証人は現地語を話せるんですか。

話せないです。

そうすると、どうしてニュアンスが違ってるということが分かるんですか。

これは特に毎日新聞とのインタビューをやったときに、かなりやっぱりアニスさんとイエニーとの表現の仕方で・・・。

裁判長

言葉が分からぬのに、どうして違いが分かるんですかと聞かれてるんだから。その違いがどうやって分かるんですか。

それはアニスさんがかなり慎重に選んでるなというのを、英語でストレートに言ってるのに対して、僕も、まあ全然分からぬわけじゃないですから、だからちょっとさつきも直截という言葉を使いましたけど、ダイレクトにちょっと言い過ぎてるんじゃないかという印象は受けましたけどね。厳密に照らし合わせてみなきや分からぬですけども、その点については、それだけの厳密なミナンカバウ語の理解はできません。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

イエニーさんはミナンカバウ語は分かるんですか。

ああ、彼女はミナンカバウ族の出身ですから。

甲B第42号証の1を示す

18ページ目のほうで聞きたいんですが、ここで日本の援助関係者が来日した二人に対して、精神的、肉体的プレッシャーを掛けたというふうに述べていらっしゃいますね。

うん。

援助関係者とは、具体的にだれを指してるんですか。

これは石橋課長とか、粗首席事務官たちでいいですよね。

精神的、肉体的プレッシャーを掛けたというのは、何を指してそのように言ってるんですか。精神的、肉体的プレッシャーの具体的な内容は何ですか。

帰ったらただじゃ済みませんよ、というニュアンスですね。

そういうことを言ったということですか。

いや、僕には直接言いましたけど。鷺見さん、あなたは自業自得だということを石橋課長は言いましたけど。

証人に対して自業自得とおっしゃった。

だから僕が、あの当時、スハルト大統領はかなり怒りまして、うちの恥を外でしゃべると・・・。

経緯は結構ですが、どの具体的な行為をもってプレッシャーを掛けたというふうに説明してるのが聞きたいんですけど。石橋課長が証人に対して自業自得と言ったことが、この精神的、肉体的プレッシャーですか。

それは自業自得は私に対して言ったことであって、要するにこれはインドネシア大使館だけでなく、インドネシア政府、更にはスハルト大統領自身が、うちの恥を外でしゃべるなど。

裁判長

そういうことを聞かれてるんじゃなくて、来日した二人に対して、外務省の人が精神的、肉体的プレッシャーを掛けたというんでしょう。ここに書いてあるのは。

はい。

それは具体的にはどういう言動でそれを示してるのが何を聞かれてるんだから、それを端的に答えてください。具体的にどういうことを言つたり、行動したんですか。

帰国したらただでは済まないよ、というニュアンスの発言はしますね。

その二人に対してですか。

ええ。

具体的にどう言ったんですか。

要するに。

要するにじゃなくて、ちゃんと具体的に言ってください。こういう発言をすることで、それをにおわしたということを言ってください。

それは先ほど言いましたように、スハルトとか、それからこれはイン

ドネシアの。

そういうふうに言ったんですか。外務省の関係者が言った言葉を具体的に言ってください。

だから、私がこの件に関して、外務省としてしかるべき措置を取ってくれということを言ったとき、石橋太郎が自業自得だということを言いまして、それに対して私、書いてあると思いますけども、南東アジア課の課長たち、それから小和田外務次官、こうい人たちは非常に二人のことを心配して、それなりの対応をしてくれたと。

それがプレッシャーなんですか。

いや、それは彼らかなり迷ってましたね。

それはいいんです。それが肉体的、精神的プレッシャーを指すんですかと聞いてるんです。

そうですね。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

甲B第42号証の1を示す

17ページ。アニスさんに会いに行ったときの話になりますけれども、村人たちが全員知っていて大歓迎してくれたと。この村、バトゥ・ブルスラット村は全部で何人村民がいるんですか。

それは大きいですから、私が行ったのはパサールの市場の近くですから、そこらの人たちが全部集まってきたわけで。

裁判長

今、バトゥ・ブルスラット村は何人ぐらいいるんですかと聞かれてるだから、それに答えてください。

数で言えば1000人超してましたね。1000人ぐらいいたんですかね。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

じゃ、その100人が全員知つてると。

いや、それは言葉のあやの問題ですから、こだわる必要ないです。

そのイメージということですね。

ええ。

先ほど、日本国の代理人に対しても説明されてましたが、2003年3月のアジムさんとの会話についてお聞きしたいと思います。佐藤重和という名前の人物とは会っていないと述べていますが、他の日本政府調査団とは会ったことがあるということですか。

調査団というよりも、むしろジャカルタへ行つてますので。

裁判長

そういう趣旨じゃないと思うので。佐藤さんは知らないというんでしょう。

ええ。

じゃ、ほかにそのとき日本の調査団が来て、そういう人に会つたということいいのかと聞かれてるんですよ。

ほかに調査団、行ってないでしょう。だから行ってないから、彼は調査団には会つてないです。ジャカルタでOECFとか日本大使館に行つたということでは会つておりますけど。

そのころ日本の調査団という人に、だれにも会つていないと言うんですか。

はい、会つてないと言つてます。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

そういうふうに回答されたということですか。

はい、そうです。

裁判長

先ほどは、佐藤さんは知らないと答えたんでしょう。

うん。

それが調査団に会つてないということになるんですか。そこはどういうやり

取りをしたんですか。

だから僕が佐藤報告書ではこういうふうに書いてあるけど、あなたは  
こういうことをおっしゃったんですかって言ったら、佐藤さん自身に  
会ってないという回答だったんです。

そうすると、どういうことになるんですか。そもそもそういう人達が来て、  
それに対してそういう発言はしていないということを、はっきり言ったわけじ  
ゃないんですね。

だから会ってないということですから。

先ほどは、佐藤さんを知らないと言ったんじゃないですか。

そうです。だから知らないんだから、会ってないんです。

会ってないとは言ってないんですね。

いやいや、会ってないと言ってるんです。

そこをもう少し正確に言ってください。佐藤さんは知らない。

はい。

それから。

会ってないから知らないんですよ。

会ってないと言ったんですか。

ええ、言いましたよ。

先ほどは、知らないという言い方されたじゃないですか。

会ってないから、知らないということになるんじゃないですか。

推測なんか聞いてないんです。聞いたときに、どう答えたんですか。

両方とも聞きました。

じゃ、もう1回言ってください。何と答えられたんですか。

私は佐藤さんには会ってません。したがって知りません。したがって  
そういうことは言ってませんということです。

三つ言ったんですか。

ええ、 そうですね。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

この時点で 11 年前の出来事についての質問ですよね。

ええ。

外国人の名前について覚えてるということ自体が、 極めて驚くことだと思うんですけども、 なぜ佐藤重和さんというふうにフルネームで、 会ったか会ってないかということが分かるんですか。

だから彼にとって日本人に会ったというのは、 1991年9月4日に日本大使館に行ったことと、 それからその前の7月の段階で O E C F の事務所に行った、 それだけですから。 それははっきりしてるでしょう。

そうすると、 アジムさんは、 日本政府調査団とは会ったことが無いという御記憶だったということでおろしいですか。

はい。

甲B第42号証の1を示す

35ページを示します。 上から1行目、 2行目ですけれども、 O E C F は D / D をチェックする能力を欠いていたと主張されていますね。

はい。

じゃ、 具体的にどうチェックすべきだと言いたいんですか。

現地への社会的、 環境的インパクトが大きければ、 O E C F はこの段階で E / S 借款を付けるんだとか、 そういうようなことをおやめになるのが当然、 これが O E C D で言うノン・アクションじゃないかということなんです。

いえいえ、 チェックする能力を欠いていたというふうに書いてるので。

だから、 ちゃんとチェックすれば。

ですから、 どうチェックすべきだということを言いたいんですかということ

です。チェックしてどうするかではなくて、どういうふうにチェックしたらいいと言いたいんですか。

だから午前中にちゃんと議論なったでしょう。ミナンカバウ社会のことをちゃんと考慮していない、社会的な影響が大きい、環境的な影響も大きい。ならば、これはノン・アクションの措置と取るというチェック機能をちゃんと果たすべきだと、そういうことです。

裁判長

ここは、「E／S 借款を供与しただけで、それによって出来上がったD／Dをチェックする能力を欠いていた」というんですから、E／S 借款を供与することを前提にして、出来上がったD／Dに対して具体的にどういうことをチェックすべきだと。D／Dの内容について何をチェックするべきだという趣旨を書いてるんですか。

だから2段階あると思うんです。E／S 借款そのものを付けるか付けてないかの判断の問題と。

そこはそんなこと書いてないんだから。

そうですね。で、出来上がったD／Dについて、これは我々内部、ちゃんとD／Dの内容を示されてませんから、どういう内容か知りませんけども、少なくとも我々はF／Sに問題があったんだから、それについてD／Dについても、その問題についてちゃんと報告できるだけのあががなされてるかどうか、それをやっぱりチェックするプロセスを経るべきだという意味で書いてるわけですね。

じゃ、具体的にD／Dのどこをどうすべきだということを書いてる趣旨ではないということですね。

そうです。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

証人は、日本政府と国際協力銀行が環境影響分析とか、環境管理計画などが

作成されたことを理由に、環境配慮措置が講じられたと主張していることに對しては、飾り物としての環境影響評価を打ち出すだけでは、実際に環境的配慮が払われたことの何ら証明とはならない、というふうにおっしゃってますね。

はい。

具体的に環境影響分析などのいずれの部分の記載を読めば、飾り物であると認識すべきだということになるんですか。

それは僕が言っているのは、建前と実行が違うんじゃ、環境配慮を払ったことになりませんよと。先ほど午前中も言いましたけども、環境管理計画では植生の伐採計画をちゃんと作って、植生を取るということをうたってながら、実行ではそれをやってないと。そこが問題だということを言ってるわけですよ。

そうすると、実行の問題であって、その内容を、こういう措置を講じるというふうに言ったことについて、その後、措置を講じるのであれば、実行の有無は別ですよ、その措置を提案されて、それをよしとしたことについては問題は無いということでおろしいですか。

要するに飾り物というのは、きれいごと言つて駄目ですよと。だから、実際に実行しなきゃ意味が無いですよということを言つてるんです。

証人はつい最近も現地を訪問されたというふうにおっしゃってますけども、直近で行かれた村については、具体的な村を教えてもらえますか。

一番最後は、バトゥ・プラスラット村ですね。

ほかにはどの村に行かれましたか。

ポンカイ・バル、タンジュン、タンジュン・アライ、タンジュン・バリット、タンジュン・パウ。

最後に出てきたタンジュン・パウ村についてちょっとお聞きします。そのと

きの住民の生活状況として、水道はどうなっていましたか。

水道は、今ちょうど据付けができて、料金徴収が始まる直前だったで  
すけども、あなたの御期待に反して、かなり故障が現れ、水が週に2  
回出ないとか、水が全然出ないという事態が現れたりしてますね。

現れ始めてるということは、水道はとにかく通ってるんですね。

通ってますね。

その水道は赤茶けた水なんですか、それともきれいな水なんですか。

きれいな水に決まっていますね。

電化製品などは普及していましたか。

これは家によって、電気そのものが据え付けられていない家庭もあり  
ますから、これは一概に言えないですね。

では、据え付けられてる家はどれぐらいあるという印象なんですか。

それは分かりません。数えたこと無いですから。

じゃ、実際に電化製品を持ってる家は、どんなような電化製品を持ってるん  
ですか。

洗濯機とか冷蔵庫はありますね。テレビもありますね。

住居の様子ですけれども、村の人たちが住んでいる住居はどんなような家な  
んですか。

これは改築できた家と、改築できていない元の家のままの人と、非常に  
バラエティに富んでますね。

いろいろあるということですか。

うん。

インタビュー対象はどうやって選んだんですか。

これ初め、さっき質問が出ました闘争協議会の幹部の連中にお願いし  
て紹介してもらったんですけども、タンジュン・パウから入ったん  
ですよ。で、タンジュン・パウ10名やってみたところ、だれもゴム

園を売ったという人がいないんで、みんな売った人いないので聞いたら、いるというんで、何でこれ10名選んだって言ったら、闘争協議会の議長のマスン・サリムの支持者をどうも紹介してくれたみたいで、これではちょっと駄目だなと思いましたから、だからいろいろな情報を集めて、例えばその中にゴム園を売ったという人も含めるというような形で、それから離婚したという人も含めるという形で、自分なりにいろいろとやって、どちらかというと、10名に限られてますから、だんだんそういう方に比重が移ったという感じは、僕は無きにしもあらずだなというふうな印象を持ってます。

政府からの援助金をもらってるという話は聞きましたか。

聞きました。ゴム農園の植付け資金ももらってるという話も聞きましたね。

証人は大分現地調査やられてるというふうにお聞きしてるんですが、2002年に3回目の現地調査に行かれてますね。

はい。

このときは写真撮影はされなかつたんですか。

いえ、行きたびにしてますよ。

お持ちということですね。

うん。

先ほど住民の大半の人間は生活が再建できる見込みが無いと御証言されました。大半というのは具体的に何人ぐらいをおっしゃってるんですか。

全体はちょっと把握できませんから、具体的にタンジュン・パウについて申し上げますと、タンジュン・パウで313世帯、リンボ・ダタに移転したというふうに佐藤報告書に書いてありますけども、313世帯のうち、現在65世帯が200ヘクタールのゴム園を売り払っています。生活できないために。313世帯のうち、65世帯がゴム農

園を売り払ってます。

裁判長

そういうことを根拠に、大部分という話をされているということでいいですか。

はい。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

先ほどインドのナルマダ・ダムについて話が出たのでお聞きしたいんですけども、ナルマダ・ダムの現在の現状は御存じですか。

いや、もう日本の援助資金がストップしている。その以降は行ってませんので分かりません。

そうしますと、現在ナルマダ・ダムが完成して稼働することは知らないということですね。

知らない。

セクター・プログラム・ローンについてお伺いしたいんですけども、このローンが拠出された目的自体は移住地の整備にあるということ自体は、お認めになりますか。

いや、一切詳細について明らかにされてませんので、我々タックスペイヤーとしては是非お知らせいただきたいですね。どれだけ使われてるのか。

セクター・プログラム・ローンの趣旨は、そういうことになってるということをお認めになりますか。

いや、午前中から問題にしてますが。

裁判長

それは分からない、ということでおいいですね。

そうですね。

被告国際協力銀行代理人矢嶋

証人はいろいろなプランが提案されても、実行されていなかったということを非難されてるわけなんですかけれども、国際協力銀行として実行されるようには、職員を派遣して、逐一見張るべきだというふうにおっしゃりたいんですか。

・・・・・

例えば環境管理計画について伺いますけれども、植生伐採計画の策定実施を予定しているということははっきりと説明されていたわけですけれども、それがされなかつたということを批判されていらっしゃいますね。そうしますと、国際協力銀行というか、OECFとしては、職員を現地に派遣して、毎日毎日、見張ってろとおっしゃりたいわけなんですか。

そんなことは非現実的でしょう。

そうしますと、具体的に何をチェックすべきだったというふうにおっしゃりたいんですか。

だから、現実的にはプロジェクト監理を東電設計が受注して、今回、僕の後に証人尋問で来られる東電設計の証人の方は20年近く現地におられたというんですから、現地のプロジェクト監理をやってる東電設計がちゃんとチェックをやって、それで進捗報告書をJBCに出すわけでしょう。それをJBCがチェックするというのが現実的だと思いますけどね。

報告書の確認をすべきということですね。

ええ。

先ほど証人にODA大綱とか、それから非自発的移住ガイドラインについての法的な見解を伺ったんですけれども、国際法の学者の方の間では、証人のようなお考えは通説的見解なんですか。

いや、さっきソフトローという表現を使いましたけども、僕は必ずしも多数説だとは思いません。ただ一言言うならば、刑法が無いから

人を殺してもいいということは無いはずです。

ODA大綱は法規範そのものではないとおっしゃってる他方で、これは注意義務の根拠になるというふうにおっしゃってる部分については、通説的見解なんですか。

法的拘束力が無いということ自体では、それは多数説でしょうね。

ではOECの非自発的移住ガイドラインについて伺いますが、これは加盟国政府に対する勧告的機能しか有しないとおっしゃる一方で、公約違反となるというふうに御説明されてるんですが、その理由はともかくとして、このような御見解は国際法の学者たちの間の中で通説的見解なんですか。

だから勧告的機能しか持っていないというのが、これは多数説でしょうね。

証人のことを、ODAを研究されてる第一人者というふうに、私どもは拝聴してるんですが、ODAを研究されてる学者の方、ちょっと私どもとしては業界が専門外なんですけれども、このODA研究家の間では、やはり証人のODAに対する御見解というのは、通説的見解なんですか。

いや、むしろODAはうまくいってるというような、私とはちょっと違った見解の方が最近は多いんじゃないですか。

いろいろな意見があるということですね。

ええ。

被告国際協力機構代理人藤原

甲B第42号証の1を示す

7ページ2の(1)の所で、「国際協力事業団（JICA）により、1982～1983年にフィージビリティ調査（F/S）が実施された」、ここは1984年じゃないですか。

そうですね。

間違っていらっしゃいますね。

はい。

証人がF/S調査の実施を実際に認識されたのはいつですか。

終わった時点で、こういう調査が行われたということは承知してました。

ではF/S報告書、レポート自体をお読みになったのはいつですか。

それは問題が顕在化して、90年の段階に市ヶ谷にあるJICA図書館まで行って借りて読みましたね。

それは研究の一環として読まれたわけですか。

はい、そうですね。

ということは、このころはJICAの環境ガイドラインが策定された年だということは御存じですか。1990年2月です。

はい。

証人がF/S報告書に問題点があるとお気づきになったのは、何年ごろからですか。

90年に取り寄せて、ちょうど8月に現地に行きましたから、その前に読みましたから、これはかなり問題がありそうだなという認識は持つてました。

裁判長

それは現地へ行ってからですか、現地へ行く前ですか。

行く前です。

被告国際協力機構代理人藤原

1980年当時の証人の研究テーマは何ですか。

環境と開発との接点の問題ですね。

甲B第42号証の3を示す

2ページ目を示します。このころは、海洋法を研究されてるんじゃないですか。

そうですね。ずっと海洋法、環境法、それからこのODAにずっと行きましたから。

ODAにシフトされたのはいつからですか。

81年ですね。先ほど国連最貧国会議があったということを言いましたね。だからジュネーブで国連海洋法会議があって、その帰りにパリで・・・。

ちょっと待ってください。このころ、1982年から84年というのはF/Sの調査の時期なんです。このころの研究テーマは海洋法が中心じゃないですか。

そうです。

ですから1981年のODAの研究というのは、そこは始めたばかりじゃないですか。

そのとおりですね。

3ページを示します。1989年12月に証人は「ODA援助の現実」という本を出され、このころが集中的に本件のODAの研究をされてた時期ですか。

そうそう。

証人は1990年に初めて現地を訪れたということですね。

はい。

そうしますと、それ以前に現地を訪れてないということですね。

だからナルマダの現地を訪れたのが90年3月ですから、海外はしそっちゅう行ってましたよ。

F/Sが調査が入った時期の現地の状況は、御存じ無いとお聞きしていいですか。

そうです。

戊A第4号証の8ページを示す

中ほどにF/Sと書いてありますね。

はい。

F/Sというのは、個々のプロジェクトが技術的、経済的、財政的、社会的に、更には環境等の側面から見て実行可能であるか否かを客観的に検証するため、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するのがF/Sですか。

そうですね。

では、この理解というのは、証人もそういう御理解をされますか。

ただ建前としてはこうでしょうけども、実際においては技術的、経済的、財務的な側面に偏り過ぎてるという見方をしていますけどね。

意見としてですね。

ええ。

ですから、F/Sが環境調査でないことは明らかですよね。

環境アセスメント、別にありますからね。

甲B第42号証の1を示す

47ページの1行目、2行目に、アンダラス大学の環境影響分析調査のこと  
が書かれていますね。

はい。

これが出来たのはいつか御存じですか。

だから同じ時期でしょう。F/Sの作られた時期と。

正確に申し上げますと、1984年7月、F/Sの後だということを御存じ  
ですか。

それはF/Sの、今おっしゃった7月というならば、後だということ  
になりますね。

このアンダラス大学に調査を依頼した主体はだれですか。御存じですか。

これはインドネシア鉱業エネルギー省でしょう。

P L N インドネシア電力公社です。

だから、その親分がインドネシア鉱業エネルギー省ですから、P L N でもいいと思いますね。

証人はこの環境影響分析調査報告書をお読みになりましたか。

いや、これは見てません。

この調査報告書の目的は何だと理解しますか。

基本的には環境へのインパクトを少なくすると、影響を少なくするという趣旨で作られてるんでしょうね。

そうしますと、F / S 報告書と、こちらの環境影響分析調査報告書の、環境に対するボリュームはどちらが多いんですか。

それは後者でしょうね。

インドネシア共和国にとって、環境面に関しては、F / S 報告書とアンダラス大学の環境影響分析調査報告書、どちらが重要ですか。

どちらが重要って。

裁判長

一般論としてということでは、分かりますか。

F / S はプロジェクトをやる上において、環境的な考慮は一つの要因でしょうけども、環境影響分析は環境に焦点を合わせた報告内容という理解ですね。

被告国際協力機構代理人藤原

証人は、この環境影響分析調査報告書がインドネシア政府によって承認されなければ、このプロジェクトが進行しなかったということを御存じですか。

それは知らないですね。

丙B第2号証の21ページを示す

東電設計の陳述書です。

これは東電設計のあれですか。行政手続的なのは、おっしゃるとおり

でしょうね。

環境影響評価、これはアンダラス大学のものなんですけれども、それが本国によって承認されなければ、ダムプロジェクトが具体的に進行しないという手続的なものがあったということでいいですか。

それはそのとおりだと思います。

被告国際協力機構代理人藤原

甲B第8号証を示す

ページの所が抜けてるんですけども、6枚目の159が左にあって、158ページの所の上段です。インドネシアの基本法第四号、1982年制定によれば、主要な開発プロジェクトについては環境アセスメントが実施され、かつ公表されることが義務づけられている。これは証人が書かれてるわけですよね。

はい。

そうしますと、このアンダラス大学が作成した環境影響分析調査報告書が、その環境アセスメントではございませんか。

環境影響分析という調査報告書が、そのまま環境アセスメントに当たるかどうか、インドネシアは環境影響分析を環境アセスメントと位置づけているかどうか、僕ははっきり知りませんね。

そうしますと、この環境影響分析調査報告書が、1993年3月にインドネシア鉱業エネルギー省によって承認されたという事実を、証人は御存じですか。

それは知っていますね。

ということは、政府として、この調査報告書が正しいということで認めたということですか。

一応、行政手続的には、今おっしゃったような、鉱業エネルギー省の承認を得たという段階で、一応インドネシアとしては行政手続の面は

クリアしたというふうな取扱いをしてたことは承知してますね。

今回、証人の著作が多数証拠として出されておりますが、この環境影響分析調査報告書に関する記述は、恐らく証人の意見書以外には書かれていないと思うんですけども。書かれていますか。今回、提出された証人が書かれた記述、記事とかの中で、意見書以外に、このアンダラス大学の環境影響分析調査報告書に関して言及されてる箇所がありますか。

僕は見てないから、言及しようがないですね。

でも、あったという事実は知っていますよね。

知っていますね。

F/Sについてお聞きします。午前の質問で、現地は生物学的多様性に満ちてるということ。それに対してF/S報告書が配慮が無いとおっしゃいましたね。

ええ。

丁B第13号証を示す

146ページの左の下のほうですけれども、これは「最近の調査では」という前置きがありますよね。

はい。

1984年当時に現地が生物学的に多様性を持ってたということを、証人は御存じでしたか。

現地に行ってないから、分からんですね。

証人は今、弁護士登録をされておりますよね。

はい。

先ほどから注意義務の話が出ておりましたので、ちょっとお聞きしたいんですけども、ある時点で、いわゆる不法行為を認めるためには、その時点の注意義務に違反することが必要ですよね。

はい。

そうしますと、その時点よりも後の、例えば法令なりを持ってきて、そこにこう書かれてるから、以前の行為を注意義務違反とか、そういうことを法律家として認定できますか。

できません。

午前中の証人のお話を聞きしてたんですけども、どうも1990年代のJICAのガイドラインとか、世銀の業務指令とか、OECFのガイドラインのことをおっしゃってるんですけども、そのことをバックデイトして、つまりさかのぼらせて、1984年にできたJICAのF/Sの注意義務に持ってくることができますでしょうか。

それは、80年代の初めから世界銀行なんかが、環境ガイドラインとか、先住民ガイドラインとか、非自発的移住ガイドラインを作り始めてるわけですから、そういう社会規範が国際的にでき始めてるんだから、当然そこに配慮する、義務とまでは言いませんよ、そういう行動をおとりになるべきではなかったかということを言ってるんですね。

具体的な法的義務ではないということですね。

それを義務でないから、例えばさっき言いかけたんですけども、刑法ができる前に、刑法ができる以前は単なる道義的な、宗教的な束縛だけで、汝、人を殺すなけれということがあるだけで、人を殺してもいいということは。

このF/S報告書の位置づけなんですけれども、原告らは、本件の全般の事業にとって決定的な役割をもたらすと言われてるんですけど、証人もそういうお考えですか。

やっぱりそれに代わり得るような調査報告書無いですから、これはOECFとしてもF/Sがちゃんとまともに行われているだろうということを前提にして、円借款を付ける付けないの判断をしますからね。そういう意味では決定的に重要な文書だというふうに理解します

けど。

決定的というのは、唯一ということですか。

ほかに代替的な調査報告書無いわけですから、F/Sが、それがあなたが今言われたように、経済的にも技術的にも財務的にも環境的にも社会的にもフィージブルだと、実行可能だという結論を出されていたら、OECFとしてはそれに依拠して融資する、しないの判断をする有力な材料だと思いますね。

JICAのF/Sの作成行為と、その後に借款行為と、あと湛水行為がありますけど、それぞれに責任があるというお考えですね。

ありますね。

そうしますと、JICAのF/Sが決定的な役割を果たすというのが、ちょっとよく分からんんですけども、影響力というのは。

やっぱりJICAがちゃんと環境への配慮、人権への配慮、更にミナンカバウ社会への配慮、更には文化的な配慮をして、ちゃんとしたF/Sを作ってるならば、こういう大きな間違いは生じなかつたんじゃないかという意味で、JICAに責任があるんじゃないですかということを言ってるんです。

電力事情についてお聞きします。先ほど国の質問で、電力需要について記載が無いということに関して、証人は大きな争点ではなかったという発言をされました。そういう御理解でよろしいんですか。

いや、我々が・・・。

裁判長

本件についてはですよ。

そうですね。この争点整理を裁判所がやられましたけど、そこでは争点として大きくは取り扱ってないですね。

被告国際協力機構代理人藤原

証人は 1991 年 9 月 13 日に外務省を訪問されましたね。

はい。

このとき、証人は外務省の職員から本件ダムの電力の民間需要について、あなたの見解を聞かれましたか。

外務省にもしつこく聞きましたし、JICAにも聞きましたし、OECFにも、東電設計にも、僕はしつこく聞きましたね。

証人はこの当時、本件ダム建設前に、インドネシアにおいて住民等の小口の需要者を対象として、計画停電が行われていたという事実は御存じですか。

僕は今の質問余り意味が分からるのは、ほとんど電気が張られてないということを、あなたたちも言ってるわけで、電気が張られてない所で計画停電なんて、質問自体、僕はおかしいと思う。

つまり電気が不足してたということですか。

不足したというか、電気が無い所が沢山あるということは、そうですね。

同じ 9 月 17 日に JICA を訪問されましたよね。

はい。

甲B第42号証の1を示す

15 ページに「議論は、もっぱら電力需要の問題に集中した」と。

そうですね。

そのほかに、どのような話題が出ましたか。

この時期は、あなたがおっしゃるように、JICAとしては F/S は作成し終えたわけですから、環境的な側面に配慮が足りないとか、社会的な配慮が足りないと言っても、JICAとしてしようがないことは我々も承知してましたから。ただ聞きたかったことは、F/S を作る段階で、何か大口使用があつたんですかと。

電力需要のほかに、何か話題がありましたかと聞いたので。

一般的なあれば出しましたけど、主として電力需要です。

証人がその意見書の中で名前を挙げている、古市氏と藤田氏に最近確認したんですけども、この訪問の際に、住民の方から移住に対する補償金額が低いという御主張があったというのがあるんですけど、そういう事実はございましたか。

彼らからはそういう質問が出たと思いますけども、僕もそれ出したところで、JICAとしてどうしようもないわけですから、僕は余り記憶の中に残ってないですね。

とすると、住民らの関心はお金の問題ということだったんですか、そのときは。

いやいや、お金ということよりも、日本に来た趣旨は、融資をやめてほしいというのがその趣旨だったわけで、だからそれをJICAと話しても余り意味が無いという。

裁判長

それはいいんですけど、住民はJICAを訪れたときに、JICAに対して何を言ったんですかということですから。

やっぱり住民の最大の関心は大口需要があったら、その大口需要をちゃんと示してほしいということだったですね。

被告国際協力機構代理人藤原

甲A第14号証を示す

奥付を見てください。これは先ほど申し上げたように1989年12月に初版本で、2002年12月まで28刷ですね。これは改訂はされていないということですよね。

そうですね。

この中に本件への言及はされていないと思うんですけど。

そうですね。

なぜでしょうか。

これ書いたときは89年の前でしょう。これ89年に出てるんでしよう。さっき午前中質問がありましたが、90年の日本経済新聞のあれでコトパンジャン・ダムに対して関心持ったわけですから、この後です。

ただ改訂はしようと思えば、できましたでしょう。

できますね。

となると、証人の中では本件というのは優位性としては低いということじゃないですか。

それは無いでしょう。

被告東電設計代理人名取

まず最初にコンサルタントにつきましてお聞きしますが、午前中の主尋問に若干あいまい、あるいは不明確な点がありますので、ちょっと確認します。先ほど午前中の質問では、D/Dの実施を東電設計がやったんだということを前提にした質問があったように思います。東電設計の業務はD/Dの作成ですね。

ええ。

実施ということじゃないですね。

ないです。

違いますよね。

はい、そのとおりです。

移住地調査、こうしたものを東電設計がやったかのような質問があったんですね。これも現地のリアウ大学あるいはアンダラス大学、こういう所がやつてるわけですね。

ただ、E/S借款で、それの一環として移住地調査を、そういうおっしゃるようなリアウ大学とか、ほかの団体とか企業に委託される形は

とられたんじゃないかと、そういう認識です。

湛水について、主尋問の中では、東電設計がPLNに湛水を指示したかのような質問があったんですが、湛水の指示の経過は、リアウ州の知事、それと西スマトラ州の知事、この許可をもとにPLNが東電設計に指示し、PLNがコントラクターに指示する、こういう流れじゃないんですか。

ノーだと思います。

流れが違うんですか。

違うと思います。やっぱり、少なくともコンサルタントというのは、プロジェクト全体を眺めて。

裁判長

そうじゃなくて、違うなら、どういう流れで指示したのかということを言ってください。

だから事実の流れと、それから私がコンサルタントとはこうあるべきだという。

あるべきだの話は結構です。事実はどうかと。

そのとおりです。

被告東電設計代理人名取

ということは、東電設計のコントラクターの指示というのは、これは監理行為としてしてゐるわけですね。

ええ。

先ほど証人の国の質問に対する証言の中に、PLNがJ B I Cに報告するという話が出てきましたが、東電設計のコンサルタント契約の当事者はPLNですね。

ええ。

PLNに報告するというのは分かりますわね。それを越えてJ B I Cに報告するというのは、これは証人の推論ですか。

手続的に言うならば、お宅たちはPLNと契約結んでるんですから、PLNに対して報告する。PLNが進捗報告書としてJBCに報告するという段取りになるんでしょうね。

甲B第42号証の1を示す

41ページを示します。そこに先生のコンサルタントの御見解として、いわゆるプロジェクト・オーナー、この場合はPLNですね。それとコントラクター、建設業者が沢山います。そういうところで東電設計がコンサルタントとして果たす役割としてプロジェクト・オーナーに対する中立性、独立性、それとコントラクターに対する中立性、独立性、これ両方、職業倫理としてあるんだと、そういう前提の議論が。

そうですね。

そういう二つの中立性、独立性を措定されて論理進められておりますね。

はい。

41ページの真ん中辺り、いわゆる海外コンサルティング企業協会の監修の開発コンサルタントという、その引用がございますね。その引用の後に先生のお考えでしょうが、「奇妙なことに」ということで書き出している部分がありまして、要するにその引用の文の中に、プロジェクト・オーナーに対する中立性、あるいは独立性について言及が無いと。そのことを奇妙なことだということで御指摘されてますね。

はい。

そこでお聞きしたいのは、先生と同じように二つの義務を措定する、中立性、独立性を措定するような文献あるいは書物、こういうものはお探しになつてみたことがありますか。

いや、僕はコンサルタントとはこうあるべきだと思っていますから、その僕の物差しから見たら、この海外コンサルティング企業協会のあれば、単なるコントラクターとの独立性、中立性だけを触れてて。

おかしいと。

ええ、そういうことです。

そこで書かれてるのは、コンサルタントの職業倫理ということですね。

そうです。

職業倫理と法規範は違いますね。

違いますね。

37ページを示します。「多額の使途不明金」という項目がありまして、その4段落目に「貸付実行額の18%強に相当する33億円もの金」が東電設計に行くと書いてあります。これ18パーセントというのは。

230億の。

18パーセントという意味ですか。

そういう意味ですね。

計算しますと、14.3パーセントになるんですが、単純な計算間違いということでいいですか。

そうですね。

その段落の最後から2行目の所に「この膨大な使途不明金」と書いてあるんですが、使途不明金というのはどういう意味ですか。

ここで書いたみたいに、道路整備が30億円だったわけですね。付け替え道路のほう。それを上回る33億円、こんなの必要なのと。だから僕からしたら、要するにバイオリン弾くとかピアノ弾く人たちよりもタクトを振る人が、実際の工事をやるわけでもないのが、どうして33億円ももらえるのか。もし御質問のあれがあったら、是非その内訳をここで出していただいたらいいと思いますよ。

要するに建設工事よりコンサルタント料、これが同じぐらいの額だとおかしいと、単純に。そういう御疑問ですね。

はい。

33億円は東電設計の収入に立ってますので、そこから支出されてますから、33億円が全額使途不明金ということはあり得ませんね。

必ずしも東電設計のみではないですが、ただ、やっぱり皆さん知りたがってると思いますけども、その内訳を是非知らせてほしいですね。皆さん面前に明らかにしてほしいですね。

80ページを示します。先ほど国の方からもお聞きになった欠陥ダムの水漏れの点をちょっと補足してお聞きします。先ほどの御説明ですと、地質構造的な問題があると。80ページの真ん中辺に、ダム貯水池に地質構造的な問題があると。こういうようにお感じになったのは、2000年9月に現地に行って、そう感じたというお話をしたね。

そう。それから最近、もう9月ですから、また水位がガアーっと下がってますから。

そのときに初めてダムサイトへ行って、水位がかなり低いと。要するに目視で水位観察した結果、何か問題あるんじゃないかと、そういうことですか。

そう。だから僕は午前中も言いましたけど、スリランカのサマナラウエア・ダム、それからパキスタンのタルベラ・ダム見てますから。

そういうものと比較したと。

そうです。

コタパンのダムの水位を経過観察したとか、そういうことあるんですか。

それは無いです。

それとここで言う地質構造的問題の地質ということで、どういうようにお考えになったんですか。

やっぱり石灰岩層がかなりあそこにありますし、かなり水の急激な減り方から見て、断層ないしは真空ホールから水が抜け出てるんではないかというふうに推測はしますけどね。

乙A第23号証の470ページを示す

①という所、「ダム貯水池に水が溜まらないのは、地質構造的に問題のあるためで、脆弱な石灰岩層の広がり状況からみて、貯水池底に存在する断層ないしは染み込み穴を通じて水漏れ現象が生じているものと見られる。」と、これ前提として石灰岩層だと先生おっしゃって、断定しているわけです。

それは、かなりいろいろな地質構造のあれが複雑に入り込んでますから。

ただ石灰岩層だというように、これ住民に御説明したんでしょう。

説明というよりも、意見を求められたから、私の見方を披瀝したんですね。

先ほど国の質問からもありましたけど、このリンボ・ダタの住民集会で52項目、先生のほうは御感想を述べて、それでインドネシアと日本を相手に撤去と損害の訴訟をやってみたらどうかと、そういう提案をされた際にこれをお話しした言葉ですよ。

そうですね。

石灰岩層って書いてあるんだけれど、先生は特に2000年9月に現地に行く前に地質的な専門家の意見を聞いたわけではないという、先ほどの御証言だったんだけど、どこから石灰岩層と言えると思いますか。

皆さん、僕の経験をお調べなさっておられると思うんですが。

裁判長

石灰岩層というのは、何かどこか資料を御覧になって言っておられるのかどうか。

それは目視で。私は工業高校は土木科出身ですので、だから一応高校時代はそういう地質の勉強しましたから。

被告東電設計代理人名取

その勘ですか。

そうです。

裁判長

目視で見られたとき、石灰岩層が見られたんですか。

ええ、そうです。

そういうことで、いろんな調査報告書の中に石灰岩層があるとか、そういう報告を見たわけではないということでおいいですか。

はい。

被告東電設計代理人名取

戊A第6号証を示す

IV-8を示します。先生は先ほどの御証言で、1990年8月当時、既にF/Sを入手されて見ていたと。

いやいや。僕さっき答えたのは、F/Sが行われたということは知つてたけど、F/S自体を見たのはインドネシアへ行く90年の段階だとお答えしたはずです。

ですから1990年8月の段階でF/Sを見ていらっしゃると。

ええ、8月以前だと思います。

ダムサイトは2000年9月、初めて行かれたんですか。

さっきお聞きになってないんですか。90年8月に初めて、今の千葉県の知事やってる堂本さんたちと行ったと言ったじゃないですか。

裁判長

ダムサイトですよ。

あの当時はダムは造っていませんから、ダムの予定地ですよ。予定地へ行っています。

被告東電設計代理人名取

私のお聞きしたいのは、リンボ・ダタの集会で先生が石灰岩層だと住民に感想を述べられた、これ2000年9月でしょう。

そうです。

そのときにダム見てるんでしょう。

見てますね。

その段階では、専門家に地質について特に聞いてはいなかつたと。

専門家というのを、おたくこだわるけども、スリランカのサマナラウエア・ダムで日本工営とさんざん議論しましたけど。専門家専門家って言いますけど・・・。

裁判長

その議論はまたほかでやっていただければいいんですが、聞いてないということでおいいですね。

ええ。

被告東電設計代理人名取

今示していますF/SのIV-8ページ、そこに湛水区域の地質についての記載があるんですね。どこかに石灰岩層というものをうかがわせるような記述はござりますか。

ここには無いですね。火山灰、火山岩屑か、こういう表現はありますね。

ということは、先生のダムサイトでの目視で、これは脆弱な石灰岩層だと感じた、直感。

石灰岩層だからというんじゃないなくて、むしろ僕は断層なり、真空ホールがあって水が抜けてるんではないかという見方をしたんですね。

それを基に住民に、乙A23号証、そういう話をした、これ間違いないですね。

僕は欠陥ダムと見てますので、欠陥ダムですという話をしましたね。

2000年9月なんですが、発電所の所長にも会ってるんですね。

ええ、会ってます。

発電所の所長から、発電量が114メガワット、これは聞いていらっしゃる

でしょう。

聞いて、だから僕はうそでしょうって。こんな低い水位で114メガワット発電できるわけないって言いましたよ。

ということは、現段階でPLNが計画発電量を超える発電実績があるということ、現段階でそういう発表をしてることを知ってる。そして2000年9月の段階でも、PLNの責任者が計画発電量を達成しているということは、証人自身聞いてるわけですね。

聞いてます。

発電所の建物の中に入りましたよね。

入りました。

先生は発電機ジェネレーター見ませんでしたか。

発電機そのものは見てないです。

制御室に入りましたか。

制御室も入れてもらえなかつたです。

所長の部屋に行く所に通路ありませんでしたか。

あの所は橋を渡った向かい側に、今廃屋になっていますけども、あそこに所長がいたんですよ。発電所そのものは技術者が案内してくれてますから。

発電所の中に入られたんでしょう。

入りました。

ジェネレーター見れる場所があるんですけど、見ませんでしたか。

そんな奥まで行かなかつたです。

原告代理人奥村

91年5月にヒラさんが来られてから、9月にアニスさんとイエニーさんが来られるまで、OECFや外務省とかといろいろと現地からの情報を踏まえて協議をしたと、そういうことでしたね。

はい。

甲B第49号証を示す

そのときにどんな資料を現地から送ってもらっていたかということで、証拠で出している分で確認したいんですが、甲B49号証はインドネシア語の報告書なんですが、日本語にすると、コトパンジャン水力発電所プロジェクト現地報告という報告書で、インドネシア語で33ページぐらいの報告書なんですが、これは当時受け取ってましたか。

はい。

日本語訳付いてますけれども、当然読まれて、この内容は分かっていらっしゃる。

はい。

甲B第53号証を示す

これは乙Bの5号証でも出てるものと同じものなんですが、請願書ということで、83年12月19日のバトゥ・ブルスラットでの住民たちの意向表明ですね。これは当時、入手しておられましたか。

はい。これ外務省に出してたはずです。

甲B第54号証を示す

これはプロウ・ガダン村の補償金協議委員会が出した要求書ですが、単位が書いてあるんですが、これも当時。

はい、もらってます。

これは住民たちの単価の要望ということでいいですか。

はい。

甲B第55号証を示す

コト・トゥオ村の人たちがサインした補償基準の合意書なんですけれども、これも当時入手してましたか。

はい。

甲B第57号証を示す

これはコト・トゥオ村の人たち182人ですかね。後ろを見ると180までしか数字がないんですけども、この人たちのサインが付いた声明文ですが、これも当時入手しておられたということですね。

はい。

こういう資料などに基づいて、あるいはこういう資料を外務省やOECFに提示して話合いをしたと、こういうことでいいですね。

そういうことです。

これ以外にも、書証では出でていないんですけども、ザ・ダークネス・オブ・エレクトリスティという英語で書かれた現地NGOの報告書、こういうものも入手しておられたんでしょうか。

そうですね。

これは先ほどのインドネシア語の報告書ありますよね。あれと同じような内容の報告書だったんですかね。

そうですね。

原告ら代理人浅野

先ほど東電設計の代理人のほうから質問があった、発電所の所長と発電量についての会話をされたというふうなくだりで、先生、発電所の所長から聞いたことに対して、どういうふうな疑問を持ったわけですか。

東電設計の代理人の方が言われましたように、所長は114メガワットの発電ができると言ったんですね。僕はこんな低い水位で発電できるわけがないと。もし74メートル前後だったと思いますけども、その水位で114メガワットの発電量が得られるならば、85メートルまでの水位の人たちを立ち退かせる必要無いんじゃないかということで、なぜ85メートルまでの水位の人たちを立ち退かせたのかということの議論をちょっとやったんですね。

以 上